

# 給水装置工事主任技術者証の「写真の書換え制」の導入について

平成 20 年 3 月 18 日

平成 20 年 4 月 1 日から発行する給水装置工事主任技術者証に、「写真の書換え期限」を設けることとし、これに伴いデザインも変更いたします。

給水装置工事主任技術者証は、作業現場等に携行でき、免状番号・本人等の確認のできる携帯状のものとして、平成 11 年から当財団で発行しておりますが、給水装置工事主任技術者の資格自体に更新制度が設けられていないことから、当技術者証にも更新期限を設けませんでした。しかし、発行開始から9年が経過し、本人確認の主な手段である写真と現在の容姿容貌がかなり変わっているケースが見受けられるようになりました。

そこで当財団では改めて写真付きのカードを発行している他の機関に調査を行ったところ、写真に書換え期限を定めている機関、カードに更新期限を定めている機関等写真に使用期限を設けている機関が多数ありました。

これらのことから、より有効な証明書とするため、当財団が発行している給水装置工事主任技術者証に写真の書換え制を導入することといたしました。

皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、この新しい給水装置工事主任技術者証の発行に伴い、次のようになります。

1. 平成 20 年 4 月 1 日から発行する給水装置工事主任技術者証から新しいものになります。
2. 写真の書換え期限は、発行日から 10 年後までとし、この主任技術者証に写真の書換え期限の年月日を記載します。
3. 写真の書換え期限が記載されていない、従来の主任技術者証の写真の書換え期限は、10 年後の平成 30 年 3 月 31 日といたします。
4. 当主任技術者証の発行手数料は、従来新規 3,000 円、再発行 3,500 円としていましたが、今後は新規 3,000 円、書換え(再発行)3,000 円といたします。

